

ガイドライン上の記載

《外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン》

(平成31年3月29日付医政地発0329第3号・医政医発0329第6号厚労省医政局通知)

○計画の趣旨:「個々の医師の行動変容を促し、偏在是正につなげていく」

＜不足する外来医療機能について＞

「地域で不足する外来医療機能について協議の場で検討」

＜不足する外来医療機能を求める範囲＞

「外来医師多数区域においては、新規開業者に対して、地域で不足する外来医療機能を担うことを求める」

意見聴取について

項目1 「日頃地域で感じる不足又は過剰な外来医療機能」

○ 厚労省はガイドラインにおいて、不足する外来医療として、次の項目を例示し、二次保健医療圏ごとに可視化することとしている。

- | | |
|------------------------|----------------|
| ① 夜間休日における初期救急医療 | ② 在宅医療 |
| ③ 産業医、学校医、予防接種等の公衆衛生関係 | ④ その他（5疾病5事業等） |

⇒ 地域の医療者の現場における実感に基づく、「日頃地域で感じる不足又は過剰な外来医療機能」に関するご意見をいただき、地域の外来医療の状況の可視化を目指す。

(論点の例示) ・不足する外来医療機能／過剰な外来医療機能
・二次保健医療圏として不足する機能／特定の区市町村で不足する機能
・診療所の外来医療機能／病院の外来医療機能
・診療科ごとの不足／診療科ごとの過剰

項目2 「不足する外来医療機能を求める範囲」

○ 厚労省はガイドラインにおいて、不足する外来医療機能を求める範囲を「外来医師多数区域」と「新規開業者」に限定。しかし、

- ・新規開業希望者のみが担うべきものではなく、既存の診療所を含めた地域全体で対応すべき
- ・各圏域の外来医療の充実は、外来医師多数区域以外であっても重要な要素

⇒ 都は、上記の不足する外来医療機能を担うことを「外来医師多数区域」以外を含む「全ての二次保健医療圏」で、「新規開業者」以外の既存の診療所にも求める方針